

ミャンマー連邦共和国政府

計画財務省

大臣官房

2018年通達第76号

1380年トータリンの第11ワクシン(ミャンマー暦)

(2018年9月20日)

計画財務省は、ミャンマー投資法第100条第a項に基づいて、付与された権限を行使するにあたり、連邦政府の承認を得て、以下の規則を定める。

1. 本規則の名称は、**ミャンマー投資規則の改正規則**とする。
2. ミャンマー投資規則第2条第f項は、以下のとおり置き換えられる。
「(f) **持株会社**とは、子会社を有する会社をいう。」
3. ミャンマー投資規則第2条第i項第1号 dd は、以下のとおり置き換えられる。
「(dd) 利益又は資本のいずれかの分配に関して、規定割当額を超えて分配を受ける権利がない株式以外で、当該会社により発行された株式に対して、支払われる全ての配当金の半分を超過して受け取る権利を有する。」
4. ミャンマー投資規則第3条第a項は、以下のとおり置き換えられる。
「(a) 情報並びに通信技術、製薬技術、生物工学、同様の技術並びに物流インフラストラクチャー、エネルギーインフラストラクチャー並びに都市開発、天然資源採掘及びメディアという事業分野において、2,000万米ドルを超える投資をすること。」
5. ミャンマー投資規則第5条第c項第1号は、以下のとおり置き換えられる。
「(i) 補償の支払いのによる収用、強制取得手続又は適用される法に基づく収用若しくは強制取得手続がされる前の合意という手段によって、取得され若しくは取得されようとし、かつ、当該土地に恒久的に住んでいる少なくとも100人の移転が生じ、又は、当該土地が100エーカーを超過する。」
6. ミャンマー投資規則第7条第b項第1号は、以下のとおり置き換えられる。
「本法を含む適用される法に基づいて、政府部局及び政府機関から、国有の土地又

建物の使用权を過去に取得したことがある者。』

7. ミャンマー投資規則 13 条は、以下のとおり置き換えられる。

「13. 第 12 条が言及する通達に含まれていない投資は、本法により禁止された投資活動としてはみなされない。ただし、それは、他の法律に基により禁止された事業に影響を与えない。」
8. ミャンマー投資規則 18 条は、以下のとおり置き換えられる。

「18. 議論又は助言を求める委員会の権利は、第 17 条が言及する通達の改正を検討する場合、本法第 45 条に基づいて、実施されてなければならない。」
9. ミャンマー投資規則第 19 条は、以下のとおり置き換えらえる。

「19. 第 17 条が言及する通達に含まれていない投資活動は、本法により制限される投資活動とみなされることはない。」
10. ミャンマー投資規則第 22 条は、以下のとおり置き換えらえる。

「22. ミャンマー国民投資家は、本法第 42 条第 c 項が規定する投資活動を実行するにあたり、最低でも 20%の直接株式保有又は利益を拠出しなければならない。」
11. ミャンマー投資規則第 24 条は、以下のとおり置き換えられる。

「24. 投資家は、委員会事務局又は管区若しくは州委員会事務局に対し、第 23 条に基づく通知を、投資活動の実施時から 3 か月以内に送付しなければならない。」
12. ミャンマー投資規則第 55 条は、以下のとおり置き換えられる。

「55. 委員会が、提案の複雑性又は新規性に関する状況において、延長することが、ミャンマー連邦の利益になると推測した場合、委員会は、第 49 条に基づく提案評価期間を延長することができる。延長は本規則に基づき 1 回以上可能で、延長は投資家に通知しなければならない。」
13. ミャンマー投資規則第 150 条は、以下のとおり置き換えられる。

「150. 委員会事務局長又は投資企業管理局の副局長は、提案評価チームのリーダーとして行動しなければならない。チームリーダーは、提案評価チームの効果的な役割実施のための条件を指示することができる。」
14. ミャンマー投資規則第 197 条は、以下のとおり置き換えらえる。

「197. 投資家は、委員会の許可に基づく運営期間の間、所定の書式を用いて、本

法第 51 条に規定される職員及び労働者の四半期ごとの雇用を含む事業報告書を提出しなければならない。」

15. ミャンマー投資規則第 212 条は、以下のとおり置き換えられる。

「212. 許可又は免税若しくは減税措置を受けた投資家は、事業の性質に基づきミャンマー連邦内で実施が認められている保険事業を行っている保険会社から、以下の保険に該当する種類の保険を付保しなければならない。

- (a) 財産及び事業中断保険
- (b) エンジニアリング保険
- (c) 専門家責任保険
- (d) 身体障害保険
- (e) 海上保険、又は（原文ママ）
- (f) 労働者賠償保険
- (g) 生命保険
- (h) 火災保険」